

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 3 日

都道府県
各 指定都市
中核市

民生主管部（局） 御中

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課
厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の保育所等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策のための子どもへの対応等については、既に各地域、保育所等において様々な取組を行っていただいているものと承知しています。

厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症の影響による保育所等（※１）の臨時休業等（※２）に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

を実施しており、令和 4 年 4 月 1 日付け及び 7 月 1 日付けで、本助成金・支援金の周知について協力依頼をさせていただいたところです。

この度、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間について、令和 4 年 11 月 30 日まで延長する改正（※３）を行ったことから、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、対象となる保育所等の保護者に対して本助成金・支援金の情報が行き渡るよう、管下の保育所等に対して再度周知いただくとともに、各都道府県におかれては、指定都市及び中核市を除く管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し改めて幅広く周知いただくようお願いいたします。

願います。

なお、保育所等から子どもの保護者の皆様へ周知いただく際には、下記周知の文例をお使いいただくほか、HP や LINE チャットボット、添付のリーフレット等も併せて御案内いただくなど、効果的な周知に御協力いただくようお願いいたします。

(※1) 保育所等の一覧

保育所、児童心理治療施設（通所の用に供する部分に限る）、児童自立支援施設（通所の用に供する部分に限る）、認可外保育施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、放課後等デイサービスを行う事業、児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う事業、延長保育事業、短期入所を行う事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター等

(※2) 「臨時休業等」の範囲

小学校休業等対応助成金の支給対象となるための要件である「臨時休業等」には、保育所等において感染者が出たこと等に伴い、各市町村において、臨時休園の判断をする場合や保護者に対し登園自粛の要請を行う場合等も含まれます。

(※3) 対象期間の延長の内容

（改正前）令和4年9月30日までに取得した休暇が対象

（改正後）令和4年11月30日までに取得した休暇が対象

（参考）

<周知の文例>

リーフレットの配布が難しい場合に、保護者向けのおたより等に載せていただくことを想定した周知の文例です。

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について案内がありました。

新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等（※）の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルスに感染した（またはそのおそれがある）等の事情により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった場合に、

- ・労働者として雇用している保護者に対し、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた企業に対しては、小学校休業等対応助成金

- ・個人で業務委託契約等をしていた仕事ができなくなった保護者に対しては、小学校休業等対応支援金が国から支給されます。

対象となる期間や詳細な手続などは、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

(※) 小学校のほか、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園なども対象となります。

厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

また、**専用のコールセンター（０１２０－８７６－１８７、土日・祝日含む 9:00～21:00 まで対応）**を設けて、事業主や保護者の方等からのご相談を受け付けております。

- ・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

- ・厚生労働省公式 LINE チャットボット

友だち追加用リンク：<https://lin.ee/qZZIxWA>（QR コード→）



【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

電話：０３－５２５３－１１１１（内線 ７９２９、７８６６）